

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
「(仮称) 第二中九州大仁田山風力発電事業」
環境影響評価準備書に係る審査書

電気事業法46条の11の規定に基づき、平成30年2月13日付けでジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社より届出された「(仮称) 第二中九州大仁田山風力発電事業に係る環境影響評価準備書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(3)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 準備書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成30年4月17日
- (2) 宮崎県知事意見 * 平成30年6月25日
- (3) 環境大臣意見 * 平成30年6月29日
- (4) 環境審査顧問会風力部会(第4回、第7回)
*平成30年4月24日(1回目) 平成30年7月3日(2回目)

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

| 顧問の指摘 | 事業者の対応方針 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 沿道B地点では、大型車が普段は10台程度のところに、工事車両が300台ほど走るので10dB以上増えるのは当然である。道路に隣接する住居の数や分布状況を調べて、住居が多ければ保全措置が必要である。 | 沿道B地点を走行する場合は、工事関係車両の台数の平準化に加え、速度制限等も検討いたします。 |
| 現存植生図で見ると、土捨場は主にアカシデーイヌシデ群落が伐採されるのか。土捨場の調査は事前にしておいた方がよい。 | 土捨場は主にアカシデーイヌシデ群落が成立しており、伐採対象となることから、土捨場の植生調査を追加実施し、その結果を評価書に記載いたします。 |
| 道路や土捨場の縦横断図等、設計の図面が十分ではない。評価書ではしっかりと図面を作成すること。 | 評価書では詳細設計の結果を記載します。土捨場については、分散化も検討いたします。 |

- (1) ~ (4) の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、宮崎県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。